

(一社) 長崎県建設業協会

地域創成人材育成事業の概要

1. 実施概要

(1) 概要

- ・協会と契約し「未就業者」を「技術者」として「正規雇用」し、3ヶ月間「教育訓練」する。
- ・実施に必要な給与等の経費を当該事業で負担する。
- ・平成28年度から3カ年間の県の委託事業で、年度毎に実施企業を選定する。

(2) 実施企業数(雇用者数)：本年度は協会全体で30社(30名)

- ・支部毎の実施企業の規定数は別添1の通り。
- ・支部毎にエントリー会社の中から、原則雇用内定順に実施企業に選定する。
- ・支部の選定数が規定に達した時点で、支部の当該事業による募集を停止する。

(3) 雇用者

①未就業者 ②45歳未満 ③正規雇用 ④職種：技術者

(4) 教育訓練

実施企業：①職場内教育訓練(OJT) ②各種資格・免許講習

協会主催：③基礎技術合同研修(場所：ナーク)

(5) 再委託契約費用(概ね120万円)の内訳

- ①雇用者の給与・通勤費・社会保険料(3ヶ月分)
- ②教育者の給与(訓練実施相当分：概ね0.9ヶ月分(上記の30%))
- ③教材費(安全教本等)
- ④各種資格・免許講習費(受講費・受講旅費)

2. 手続き、作業

(1) 事業実施フロー (別添2)

(2) 手続、作業の説明 (会場配布)

3. その他

- ・本部にアドバイザーを1名配置し、実施企業の指導・助言を行う。
- ・雇用した未就業者に基本的な技術の習得や、各種資格・免許を取得させるなど実践的な技術者教育訓練を行い、担い手の養成や定着につなげていく。
- ・この事業は県の委託業務で会計検査の対象となるため、適正な実施・支出が求められる。